

①退職等の異動があり、普通徴収(個人納付)にする場合

給与特別徴収報告に係る給与所得者異動届出書

御注意

$$4 \quad 3 \quad 2 \quad 1$$

宛名、番号）の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。転動、再就職等により、異動後の勤務先へ引き続き特別徴収税を行う場合は、前勤務先で大卒の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合（個人番号）は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合（個人番号）は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。異動届出書の提出先は給与所得者の一月一日現在の住所地の市区町村です。ただし、令和5年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と翌年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村に提出することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までとの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収されています。

[illegible]

退職の場合、退職者情報欄の記入をお願いします